

新型コロナウイルス感染症への対応等について
(令和3年8月27日現在)

<町民の皆様へ>

岐阜県は緊急事態措置区域に指定されました

岐阜県は8月27日、緊急事態措置区域に指定されました。感染力の高い変異ウイルスの感染急増により、病床も逼迫し、軽症の感染者は自宅療養となっている状況です。また、若い世代の感染が急速に増加しており、特に注意が必要です。

町民の皆様には、危機意識を持っていただき、基本的な感染防止対策をお願いします。

そして、以下のことをお願いします。

1. 不要不急の外出の自粛や検討
2. 隙間の無いマスクの着用、アルコール手指消毒、換気の徹底など
3. 多人数または、同居親族以外との会食の自粛

【県より】

(<http://pref.gifu.lg.jp/site/covid19/26556.html>)

<町の対応等>

1. 町内での開催されるイベント等の対応について

- ・町主催の不特定多数の人が集まるイベント等は当面の間、中止します。
- ・各種団体の活動や会議については、主催者の判断に任せますが、中止、延期など慎重な判断をお願いします。

2. 公共施設の対応

- ・以下の施設については、感染拡大防止のため、**当面の間は、使用中止又は休館といたします。**ただし、例外として、児童クラブの使用、行政上必要な場合は使用します。
詳細については、教育委員会（0574-48-1114）でご確認ください。
 - (1) 木の国七宗コミュニティーセンター
 - (2) 神淵コミュニティーセンター
 - (3) 上麻生中学校屋内運動場及び屋外運動場
 - (4) 上麻生小学校屋内運動場及び屋外運動場

- (5) 神湊中学校屋内運動場及び屋外運動場
- (6) 神湊小学校屋外運動場
- (7) 七宗町体育館及び町民運動場

3. 感染を防ぐための対応について

- ・「新型コロナウイルス感染症について」厚生労働省ホームページ参照
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

4. 相 談 窓 口

- ・「岐阜県新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口」岐阜県ホームページ参照
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/26598.html>)

(問合先等)

七宗町役場総務課 総務防災係

TEL 0574-48-1111 (内線 102、105)